

須清 報 廣



11月9日～15日 秋の全国火災予防運動

空気が乾燥し、火災の起こりやすい季節です。火の取り扱いに充分注意しましょう！
『消すまでは 出ない行かない 離れない』（2012年全国統一防火標語）
※写真は昨年（2011年）の市消防団観閲式「ポンプ車操法」

《主な内容》

- 須清市人事行政の運営等の状況を公表します …… 2
- 市有財産売払いのご案内 …… 9
- 第3回市民満足度調査結果（中間報告）を公表します …… 10
- 工事のお知らせ …… 14
- 「新川やると祭・清洲城ふるさとまつり」フォトアルバム …… 24

須清市の人口

総人口 65,947人 (+ 98人)
男 32,954人 (+ 37人)
女 32,993人 (+ 61人)
世帯数 26,370世帯 (+ 32世帯)

※（ ）内は前月比 〈平成24年10月1日現在〉

2012
11月
No.088

清須市人事行政の運営等の状況を公表します ■問合せ 人事秘書課(本庁舎)

職員の給与・勤務時間などは、地方公務員法に基づき、清須市の条例などで定められています。市の人事行政の透明性を高め、市民の皆様にご理解いただくため、これらの状況をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成23年度における職員の任免の状況

区分	採用				平成23年度 退職				
	平成23年度 競争試験				定年	勸奨	普通	その他	計
職種	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数					
一般事務職	68人	57人	8人	8人	8人	1人	2人	0人	11人
保育士 幼稚園教諭	24人	21人	6人	6人	2人	3人	3人	0人	8人
技能労務職	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人
計	92人	78人	14人	14人	11人	4人	5人	0人	20人

(2) 部門別職員数の内訳 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5人	5人	0人	
		総務	98人	96人	▲2人	機構改革に伴う減員
		税務	24人	24人	0人	
		民生	186人	183人	▲3人	退職不補充
		衛生	31人	30人	▲1人	退職不補充
		農林水産	6人	6人	0人	
		商工	5人	5人	0人	
		土木	33人	34人	1人	都市公園事業の充実による業務増
	計	388人	383人	▲5人		
教育部門	63人	64人	1人	幼稚園事業の充実による業務増		
小計	451人	447人	▲4人			
会営企業等	水道	2人	2人	0人		
	下水道	6人	6人	0人		
	その他	14人	13人	▲1人	広域連合派遣満了に伴う減員	
	小計	22人	21人	▲1人		
合計		473人	468人	▲5人		

備考1 職員数は、一般職に属する職員であり、教育長、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 部門の区分は、平成23年度定員管理調査に基づく区分です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成23年度決算)

区分	歳出額A	人件費B	うち職員給与費	人件費率 (B/A)
普通会計	21,555,655千円	3,559,146千円	2,294,647千円	16.5%

備考 人件費には、特別職に支給される給料、報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (平成23年度決算)

区分	職員数A	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
普通会計	446人	1,507,836千円	244,493千円	542,318千円	2,294,647千円	5,145千円

備考 給与費は、平成23年度決算額であり、職員手当には退職手当は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	清須市	類似団体平均	全国市平均
指数	94.2	98.0	98.8

備考1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体とは、全国の市のうち人口規模、産業構造が類似している団体です。

(4) 職員の初任給の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	初任給	
一般行政職	大学卒	178,800円
	高校卒	144,500円

(5) 行政職員の経験年数別・学歴別平均給料 (平成23年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	260,900円	303,100円	357,500円
	高校卒	228,200円	261,600円	288,900円

(6) 行政職員の級別職員数の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事	主任	主査	係長 主任主査	課長補佐 副主幹	課長 主幹	次長 参事	部長	
職員数	33人	15人	47人	65人	22人	40人	8人	9人	239人
構成比	13.8%	6.3%	19.7%	27.2%	9.2%	16.7%	3.3%	3.8%	100%

備考1 清須市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 代表的な職種の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	322,300円	398,204円	43.2歳
技能労務職	225,400円	237,382円	47.3歳

備考 平均給与月額は、平成23年4月分の給料及び職員手当(期末・勤勉手当を除く。)の合計を平成23年4月の職員数で除したものです。

(8) 主な職員手当の状況 (平成23年4月1日現在)

期末・勤勉手当		期末	勤勉
	6月期	1.225月分	0.675月分
	12月期	1.375月分	0.675月分
	計	2.600月分	1.350月分

職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

退職手当		自己都合等	定年・勸奨
	1人当たり平均支給額	796千円	25,676千円

備考 平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給した平均額です。

地域手当	支給対象地域	全地域
	支給率	3%
	職員1人当たり平均支給年額	109,434円

備考 平均支給年額は、平成23年度決算額を平成23年4月の職員数で除したものです。

時間外勤務手当	平成23年度決算額	職員1人当たり平均支給年額
	64,416千円	186,710円

備考 平均支給年額は、平成23年度決算額を平成23年4月の職員数(管理職手当受給職員を除く。)で除したものです。



区 分	内 容	
扶 養 手 当	配偶者 13,000円 その他 6,500円	・配偶者がいない場合の1人目は11,000円 ・満16歳年度初めから満22歳年度末までの子 1人につき5,000円加算
住 居 手 当	借家・借間居住者 ・家賃 23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃 23,000円超え (家賃－23,000円) × 1/2 + 11,000円 (最高月27,000円)	
通 勤 手 当	交通機関等利用者 55,000円を限度とし、運賃相当額の範囲内で支給 交通用具利用者 通勤距離に応じ、最高24,500円	

(9) 特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分		給料月額等	期末手当	
給 料	市 長	920,000円	6月期	1.40月分
	副 市 長	750,000円		
報 酬	議 長	515,000円	12月期	1.55月分
	副 議 長	425,000円	計	2.95月分
	議 員	405,000円		

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (変則勤務職場等を除く一般的な職場におけるもの)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 主な休暇の種類

区 分	付 与 日 数
年次有給休暇	1年につき20日
選挙権等行使	必要と認められる期間
証人等出頭	必要と認められる期間
骨 髄 提 供	必要と認められる期間
ボランティア	1年につき5日以内の期間
結 婚	連続5日以内の期間 (週休日等を含む)
産 前 産 後	出産予定日までの8週間 (多胎妊娠の場合は14週間) と、出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
育 児 時 間	1日2回それぞれ30分以内の期間
妻の出産補助	2日以内の期間
子 の 看 護	1年につき5日以内の期間
忌 引	親族の区分により1～7日以内の連続する期間
父 母 の 追 悼	1日
夏 季 休 暇	7～9月までのうち5日以内の期間
住居滅失等	7日以内の期間
交 通 遮 断	必要と認められる期間

(3) 育児休業等取得者数

区 分	男 性	女 性
育児休業取得者数	0人	31人
部分休業取得者数	0人	0人

備考 休業期間が平成23年度に存する者の合計です。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

ア 休職の状況

理由	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	計
対象者数	4人	0人	4人

備考 休業期間が平成23年度に存する者の合計です。

イ 職員の意に反する降任・免職の状況

平成23年度中に、職員の意に反する降任又は免職の処分は行われませんでした。

(2) 職員の懲戒処分の状況

区分	免職	停職	減給	戒告	計
法・服务等違反関係	0人	0人	0人	0人	0人
職務上義務違反関係	0人	0人	0人	0人	0人
一般非行関係	0人	0人	0人	0人	0人

5 職員の研修の状況

研修区分	主な研修名等
一般研修	新規採用職員研修(前期・後期)、一般職員研修(前期・中期・後期)、係長研修(新任・現任)、課長補佐研修、課長研修、部長研修
専門研修	地方自治法研修、民法研修、法制執務研修、地方税研修、交渉力・折衝力向上研修、ファシリテーション研修、クレーム対応研修、タイムマネジメント研修等
市単独研修	電話対応能力向上研修、問題解決能力向上研修、メンタルヘルス研修

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく地方公務員共済組合等に対する地方公共団体の負担金)

金額	1人当たりの負担額
631,507千円	1,283,550円

(2) 職員親睦会(平成23年4月1日現在)

会員数 469人 市負担金なし

(3) 職員の災害補償

ア 公務災害認定件数

自己職務遂行中	負傷		計
	出張中	その他	
1件	0件	0件	1件

イ 通勤災害認定件数

出勤途上	退勤途上	計
0件	0件	0件

ウ 公務災害基金負担金(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく地方公務員災害補償基金に対する地方公共団体の負担金)

金額	1人当たりの負担額
2,644千円	5,624円



7 平成23年度における清須市公平委員会の業務の状況

区分	23年度当初継続件数	23年度中申立件数	23年度中処理件数	23年度末継続件数
勤務条件に関する措置の要求	0件	0件	0件	0件
不利益処分に関する不服申し立て	0件	0件	0件	0件

大河ドラマ「江」清須市推進協議会における不適切経理問題について(お詫び)

市民の皆様には、今回の不適切な経理問題により大変なご迷惑をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。2度とこのような不祥事を起こさないよう原因究明と、管理監督者を始め全ての職員の法令順守と綱紀粛正を徹底し、市民の皆様への信頼回復と再発の防止に努めてまいります。

清須市長 加藤 静治

経緯と概要

平成23年3月20日から同年11月30日まで大河ドラマ「江」清須市推進協議会が開催をしたドラマ館「江と三英傑 絆のやかた」の運営委託費の一部として、1億1,554万3,809円の未払い金があることが判明しました。

今回の未払い金は、先の「清須越四百年事業」の一部3,150万円をドラマ館事業分として支払いを行い、また事務責任者である事務局長(企画政策課長)が、見積書の徴収や契約行為を行わず、事業者に直接口頭で発注し事業を実施してきたため、他の職員では発見できず、総額で1億6,205万8,809円(3,150万円を含む)のうち、支払い済みの4,651万5,000円を差し引いた1億1,554万3,809円が未払いとなったものです。

事務局長は、本年6月6日に上司へ未払い金の事実を報告。しかし、この時点では未払い金額が1億1,554万3,809円というだけで見積書や契約書もなく、金額の内訳が不明であったため、それ以後未払い金の内訳の調査など確認作業を行い、併せて弁護士と相談を行ってきました。

そして、委託事業者である(株)中日新聞社から大河ドラマ「江」清須市推進協議会に対し、8月28日付けで請求書が提出されたことに伴い、同協議会の未払い相当分を補てんするため、9月議会定例会の最終日(9月26日)に「平成24年度清須市一般会計補正予算(第3号)案」と、長等の管理責任として給与及び期末手当を減額するため、「清須市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例案」を提出。清須越四百年事業及び大河ドラマ館事業精査・検証特別委員会(9月28日・10月1日)と総務常任委員会(10月1日)で審議され、第2回臨時会(10月2日)で可決されました。

懲戒処分の公表

■問合せ 人事秘書課(本庁舎)

上記の事件の処分として、次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

処分年月日 平成24年10月11日

○企画部 課長(49歳) 3か月間の停職

- ・処分理由 地方公務員法第29条第1項第2号(職務上の義務に違反し、又は職務を怠った)
- ・具体的な処分理由 清須越四百年事業及び大河ドラマ館事業における虚偽報告及び公金官物処理不適正

○企画部 部長(57歳) 3か月間給料月額の10分の1を減給

- ・処分理由 地方公務員法第29条第1項第2号(職務上の義務に違反し、又は職務を怠った)
- ・具体的な処分理由 部下職員の指導監督不適正

○企画部 次長(54歳) 戒告

- ・処分理由 地方公務員法第29条第1項第2号(職務上の義務に違反し、又は職務を怠った)
- ・具体的な処分理由 部下職員の指導監督不適正

12月議会定例会の日程



本会議・委員会は気軽に傍聴できます。詳しくは、議会事務局議事調査課(本庁舎)までお尋ねください。

開会日	会議等
3日(月)	本会議(行政報告・質疑・議案提案・説明)
6日(木)	本会議(一般質問)
7日(金)	本会議(一般質問)
11日(火)	本会議(議案質疑)
12日(水)	建設常任委員会
13日(木)	文教常任委員会
14日(金)	総務常任委員会
17日(月)	福祉常任委員会
21日(金)	本会議(委員長報告・討論・採決)

開会時間
いづれも午前9時30分から

9月議会定例会

■問合せ 議事調査課(本庁舎)

平成23年度一般会計決算認定など15議案を可決

9月議会定例会は、9月3日～26日の24日間の会期で開かれました。初日に市長提出議案の上程・説明があり、10日に質疑が行われた後、各所管の常任委員会に付託されました。

また、「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める請願書」については、紹介議員からの説明後、福祉委員会に付託されました。

最終日には、それぞれの常任委員会の審査結果が委員長から報告され、採決の結果、全議案が原案どおり可決されました。なお、「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める請願書」については、賛成少数で不採択となりました。

また、最終日にはさらに、議員発議による「清須越四百年事業及び大河ドラマ館事業精査・検証特別委員会を設置することについて」と、市長提出議案の「平成24年度一般会計補正予算(第3号)案」と「特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例案」が追加上程され、全会一致で可決された清須越四百年事業及び大河ドラマ館事業精査・検証特別委員会と総務常任委員会に付託され、継続審査となりました。

可決された議案

◆平成23年度一般会計決算認定 ◆平成23年度国民健康保険特別会計決算認定 ◆平成23年度介護保険特別会計決算認定 ◆平成23年度下水道事業特別会計決算認定 ◆平成23年度後期高齢者医療特別会計決算認定 ◆平成23年度水道事業会計剰余金の処分及び決算認定 ◆工事請負契約(雨水貯留施設設置工事)の締結について ◆訴えの提起について(2件) ◆平成24年度一般会計補正予算(第2号)案 ◆平成24年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案 ◆平成24年度介護保険特別会計補正予算(第1号)案 ◆平成24年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)案 ◆平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案 ◆定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)

同意案件

◆教育委員会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育委員会委員を任命する。
内田敏正氏

諮問案件

◆人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者を推薦する。
佐藤元紀氏、丹羽 努氏、近藤信行氏、秋田博海氏

報告案件

◆平成23年度決算の健全化判断比率等の報告 ◆尾張土地開発公社平成23年度決算に関する書類の報告

第2回議会臨時会

10月2日(火)に第2回議会臨時会が開催されました。

9月議会定例会で継続審査となりました議案について、それぞれの委員会の審査結果が委員長から報告され、採決の結果、原案どおり可決されました。

可決された議案

◆平成24年度一般会計補正予算(第3号)案 ◆特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例案

平成24年度 上半期の財政状況

(平成24年4月1日～9月30日)

■問合せ 財政課(本庁舎)

地方自治法第243条の3第1項及び清須市財政状況の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、平成24年4月1日から9月30日までの期間における本市の財政状況を市民の皆様にお知らせします。

清須市では、最小の経費で最大の効果を上げるよう工夫をこらし、「**まちが元気**」「**子どもが元気**」「**いつも、いつまでも元気**」を目指して予算の執行に努めています。

○ 一般会計(予算現額の多い順になっています。)

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額(千円) ㉑	収入済額(千円) ㉒	収入割合(%) ㉒/㉑	区 分	予算現額(千円) ㉓	支出済額(千円) ㉔	執行割合(%) ㉔/㉓
市 税	10,931,109	6,890,409	63.0	民 生 費	8,276,409	3,436,321	41.5
国庫支出金	2,221,741	946,522	42.6	教 育 費	3,137,075	1,167,300	37.2
地方交付税	1,967,994	1,435,420	72.9	総 務 費	2,509,077	795,302	31.7
市 債	1,668,300	0	0.0	土 木 費	2,250,786	372,555	16.6
県支出金	1,228,861	152,081	12.4	衛 生 費	2,050,656	841,907	41.1
繰越金	733,577	733,578	100.0	公 債 費	1,758,598	462,015	26.3
地方消費税交付金	679,000	373,915	55.1	消 防 費	774,985	349,701	45.1
諸 収 入	661,652	155,390	23.5	商 工 費	310,452	203,824	65.7
繰入金	476,097	0	0.0	議 会 費	292,630	156,195	53.4
そ の 他	1,150,966	393,011	34.1	そ の 他	358,629	72,219	20.1
合 計	21,719,297	11,080,326	51.0	合 計	21,719,297	7,857,339	36.2

○ 特別会計

会 計 名	予算現額(千円) ㉕	歳 入		歳 出	
		収入済額(千円) ㉖	収入割合(%) ㉖/㉕	支出済額(千円) ㉗	執行割合(%) ㉗/㉕
国民健康保険	6,522,003	3,225,060	49.4	2,673,200	41.0
介護保険	3,693,283	1,367,587	37.0	1,400,481	37.9
下水道事業	2,704,723	34,578	1.3	299,714	11.1
後期高齢者医療	1,140,779	238,010	20.9	40,313	35.3

○ 企業会計

会 計 名	収 入			支 出			
	予定額(千円) ㉘	収入済額(千円) ㉙	収入割合(%) ㉙/㉘	予定額(千円) ㉚	支出済額(千円) ㉛	執行割合(%) ㉛/㉚	
水道事業	収益的収支	204,325	102,615	50.2	196,050	55,674	28.4
	資本的収支	16,757	4,972	29.7	74,897	34,961	46.7

○ 市有財産の状況

土地	675,972㎡
建物	192,658㎡
基金	4,965,477千円
有価証券・出資金・出捐金	463,485千円

○ 市民の負担(平成24年9月30日現在)

一人あたりの市税負担額 27,184円

※ この金額は、個人市民税収入済額(現年課税分)を総人口で単純に割ったものです。

※ 総人口 65,947人

市有財産売払いのご案内

■問合せ 財政課(本庁舎)

市では、次の市有地の売払いを予定しています。
申込期日、方法等は、順次、広報や市ホームページでお知らせします。

先着順による売払物件(※受付中) 1件						
物件番号	所在地	現況地目	登記地目	登記面積(m ²)	売払価格(円)	申込受付期間
①	清須市春日西4番1	宅地	畑	298	20,000,000	※受付中
一般競争入札対象物件 2件						
物件番号	所在地	現況地目	登記地目	登記面積(m ²)	最低売払価格(円)	申込受付期間
②	清須市阿原宮東251番1	宅地	宅地	22.02	1,400,000	※受付中 11/9(金)まで
③	清須市朝日愛宕210番、211番	宅地	雑種地	572	34,160,000	12月中旬

※現在、申込受付中の物件は下記のとおりです。

◆先着順による売払物件(物件番号①)

売払地及び売却価格

清須市春日西4番1 宅地(現況) 298m² 2,000万円

申込場所・受付時間

申込場所 財政課(本庁舎)

受付時間 午前9時～午後5時

(正午～午後1時、土・日曜日・祝日は除きます。)

※先着順で売り払いますので、買受人を決定次第締め切ります。

※法定の「契約を締結する能力を有しない者や破産者で復権を得ない者」等、一部申込みのできない場合があります。詳しくは財政課(本庁舎)までお問合せください。



契約保証金

契約時には、契約保証金(200万円以上)が必要です。

申込書の配布

申込書及び案内書は、財政課(本庁舎)で配布します。また、市ホームページからも取得できます。

◆一般競争入札による売払物件(物件番号②)

売払地及び最低売払価格

清須市阿原宮東251番1 宅地(現況) 22.02m² 140万円

申込場所・受付期間

入札日時 11月13日(火) 午後1時30分から

入札場所 清須市役所本庁舎 3階第2会議室

申込場所 財政課(本庁舎)

申込受付期間 11月9日(金)まで

午前9時～午後5時

(正午～午後1時、土・日曜日・祝日は除きます。)

※法定の「契約を締結する能力を有しない者や破産者で復権を得ない者」等、一部申込みのできない場合があります。詳しくは財政課(本庁舎)までお問合せください。



入札保証金

入札の参加には、あらかじめ入札しようとする金額の100分の5以上の額の納付が必要です。

申込書の配布

入札参加を希望される方は、申込書及び案内書を配布しますので、財政課(本庁舎)までお越しください。(市ホームページからも取得できます。)

ご協力ありがとうございました 第3回市民満足度調査結果(中間報告)を公表します ■問合せ 企画政策課(本庁舎)

本調査は、市が行う施策に対して、市民の皆様が現在どの程度満足と感じているか、そして、今後どれくらい重要と感じているかを統計的に整理することにより、平成18年度に策定し、平成23年度に改訂した第1次清須市総合計画（後期計画期間：平成24年度～28年度）の進捗状況を把握するとともに、今後の清須市のまちづくりに反映することを目的に実施したものです。

回収率

今回 (H24)	前回 (H22)	第1回 (H20)
41.7%	40.2%	41.8%

満足度・重要度平均値の算出方法

「満足している（重要である）」を5ポイント、「やや満足している（やや重要である）」を2ポイント、「どちらともいえない」を0ポイント、「やや不満である（あまり重要ではない）」を-2ポイント、「不満である（重要ではない）」を-5ポイントとして、それぞれのポイントに回答数を掛け、その合計を回答実数で割って求めています。

施策項目別の満足度・重要度

施策項目	満足度						重要度								
	今回の結果		過去の調査結果との比較			参考(平均値)		今回の結果		過去の調査結果との比較			参考(平均値)		
	平均値	順位	対前回比	対第1回比	増減	前回	第1回	平均値	順位	対前回比	対第1回比	増減	前回	第1回	
1 安全安心	水害を防ぐ施設の整備	0.86	13	0.05	0.61	↑	0.81	0.26	4.16	1	0.19	0.56	↑	3.97	3.60
	防災機能の強化	0.57	24	-0.02	0.37	↗	0.59	0.21	3.82	2	0.30	0.66	↑	3.52	3.15
	防犯・交通安全	0.46	29	0.22	0.60	↑	0.24	-0.14	3.81	3	-0.06	0.33	↗	3.87	3.48
	消防・救急体制	1.47	2	0.11	0.80	↑	1.36	0.67	3.41	6	-0.05	0.62	↗	3.46	2.79
	上水道・下水道	0.98	10	0.24	0.97	↑	0.74	0.02	3.49	4	-0.05	0.67	↗	3.54	2.81
	ごみ処理・資源回収、し尿処理	1.78	1	0.30	1.08	↑	1.48	0.70	3.41	7	0.04	0.42	↑	3.37	2.99
	斎苑施設の整備	0.16	33	0.10	0.39	↑	0.06	-0.23	1.75	31	0.12	0.50	↑	1.63	1.25
2 健康福祉・コミュニティ	健康づくり、各種健(検)診の実施	1.42	4	0.27	1.01	↑	1.15	0.41	3.20	8	-0.01	0.79	↗	3.21	2.41
	福祉センターの施設運営	0.85	14	0.10	0.45	↑	0.75	0.41	2.48	14	0.00	0.90	↗	2.48	1.58
	子育てに関する支援	1.44	3	0.43	1.41	↑	1.01	0.03	3.09	10	-0.02	0.54	↗	3.11	2.54
	障がい者の支援	0.84	15	0.21	0.75	↑	0.63	0.09	2.78	12	0.07	0.65	↑	2.71	2.13
	高齢者の支援	0.89	12	0.31	0.85	↑	0.58	0.05	3.10	9	-0.09	0.58	↗	3.19	2.52
	国民健康保険・介護保険、生活保護	0.42	30	0.04	0.66	↑	0.38	-0.24	2.45	17	-0.17	-0.07	↓	2.62	2.52
	青少年の健全育成	0.67	20	0.08	0.40	↑	0.59	0.27	2.32	19	0.03	0.92	↑	2.29	1.40
	消費者相談や啓発活動	0.49	28	0.07	0.40	↑	0.42	0.09	2.02	23	0.01	0.98	↑	2.01	1.04
	自治・コミュニティ活動の支援	0.62	22	0.00	0.31	↗	0.62	0.30	1.73	33	0.09	0.77	↑	1.64	0.96
	ボランティア・NPO活動の支援	0.67	21	0.12	0.41	↑	0.55	0.26	1.75	32	0.12	0.74	↑	1.63	1.01
男女共同参画社会の推進	0.39	31	0.06	0.28	↑	0.33	0.12	1.33	37	0.13	0.69	↑	1.20	0.64	
3 水と緑とるおい	環境美化・保全活動、循環型社会形成	0.49	27	-0.07	0.26	↗	0.56	0.23	2.32	18	-0.31	0.37	↗	2.63	1.95
	公園・緑地の整備・維持管理	0.98	11	0.29	0.55	↑	0.69	0.43	2.47	15	0.01	0.48	↑	2.46	1.98
	河川歩道の整備・維持管理	1.02	9	-	-	-	-	-	2.24	20	-	-	-	-	-
	農業振興、土地改良・用水路整備、食育推進	0.61	23	0.41	0.77	↑	0.20	-0.16	1.79	29	0.18	0.37	↑	1.61	1.42
4 便利快適	駅周辺開発・土地区画整理の推進	0.04	34	-0.05	0.48	↗	0.09	-0.44	2.46	16	0.14	0.39	↑	2.32	2.07
	街路樹・植樹帯の維持管理	0.73	17	0.17	0.44	↑	0.56	0.29	1.95	26	-0.11	0.53	↗	2.06	1.42
	市道の整備・維持管理	-0.21	37	0.04	-0.04	↘	-0.25	-0.17	2.99	11	-0.03	1.01	↗	3.02	1.99
	コミュニティバスの運行	0.39	32	0.01	0.03	↑	0.38	0.36	1.76	30	0.07	0.77	↑	1.69	0.99

施策項目	満足度								重要度							
	今回の結果		過去の調査結果との比較			参考(平均値)			今回の結果		過去の調査結果との比較			参考(平均値)		
	平均値	順位	対前回比	対第1回比	増減	前回	第1回	平均値	順位	対前回比	対第1回比	増減	前回	第1回		
5 教育・文化・スポーツ	小・中学校の施設整備	1.06	8	-0.04	0.72	↗	1.10	0.34	3.42	5	0.17	1.49	↑	3.25	1.94	
	生涯学習機会の提供	0.70	18	0.07	0.38	↑	0.63	0.32	1.71	35	0.06	0.72	↑	1.65	0.99	
	文化活動、伝統芸能・祭りの支援	1.21	5	0.26	0.52	↑	0.95	0.69	1.91	27	0.14	0.95	↑	1.77	0.96	
	文化財の保護	1.11	7	0.18	0.47	↑	0.93	0.64	2.08	22	0.12	0.79	↑	1.96	1.29	
	スポーツ・レクリエーション施設の運営・管理	0.74	16	0.08	0.49	↑	0.66	0.25	1.72	34	0.06	0.57	↑	1.66	1.15	
	他の市町村との交流、国際交流	0.56	26	0.04	0.39	↑	0.52	0.18	1.45	36	0.07	0.84	↑	1.38	0.60	
6 産業	中小企業の支援、商店街活性化	0.02	36	0.12	0.45	↑	-0.10	-0.43	2.02	24	0.05	0.36	↑	1.97	1.66	
	観光の振興	1.17	6	0.25	1.19	↑	0.92	-0.02	2.17	21	0.21	1.19	↑	1.96	0.98	
7 市民参加・行革	市民参加の推進、広報広聴活動	0.68	19	-0.21	0.18	↘	0.89	0.50	1.83	28	-0.22	0.41	↘	2.05	1.42	
	市役所業務の情報システム化	0.57	25	0.02	0.66	↑	0.55	-0.09	1.96	25	0.01	0.26	↑	1.95	1.70	
	行政改革の推進	0.02	35	0.20	0.37	↑	-0.18	-0.35	2.67	13	-0.22	0.45	↘	2.89	2.22	
平均値の計/施策項目数		0.73					0.59	0.16	2.46					2.44	1.82	

※増減の凡例
 ↑ 前回よりも上回っている、かつ、第1回よりも上回っている
 ↗ 前回よりも下回っているが、第1回よりも上回っている
 ↘ 前回よりも上回っているが、第1回よりも下回っている
 ↓ 前回よりも下回っている、かつ、第1回よりも下回っている

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

夫やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、職場等におけるセクシュアル・ハラースメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、一人で悩まず、気軽に相談してください。

と き 11月12日(月)～18日(日)

「11月12日(月)～16日(金)は、午前8時30分～午後7時」

「11月17日(土)・18日(日)は、午前10時～午後5時」

相談専用電話(女性の人権ホットライン)

0570-070-810(全国共通)



■問合せ 名古屋法務局人権擁護部 電話 052-952-8111(内線1450)

清須わがまち探検!

「きよすこんなものあんなもの」

第11回 「河原神社」

主要地方道名古屋祖父江線(旧国道22号)を名古屋方面に向かって行くと、新川大橋の手前で左手に鳥居が見えます。阿原地区にある河原神社の一の鳥居です。神社自体は、堤防から下り北に向かう道を真っすぐ700メートルほどいった突き当たりにあります。河原神社の創建年代はわかりませんが、江戸時代には「星宮」と称されており、「星の宮小学校」や「尾張星の宮駅」の名称の元となっています。

この河原神社ですが、現在はそれほど名を知られているわけではありません。しかし、昭和初期には名の知れた神社だったようです。昭和2年(1927)に、新愛知新聞(現中日新聞)が募集した「愛知県下新十名所」という企画で、惜しくも十名所からは外れたものの、12位となっているのです。21位の「清洲城跡」の100,750票を大きく引き離す657,682票を獲得しました。当時の新聞記事によれば、河原神社の境内にある御嶽教出張所の御籠堂が眼病に効くと評判で、眼の病に悩む人の訪れが絶えない、とあります。一の鳥居が建立された明治45年(1912)には、まだ今の長い参道はなく堤防を通る道でしたが、このころ新たに参道が整備されたもののようです。

昭和30年(1954)発行の『新川町誌』では、にぎわいも既に過去の事と扱われていますが、今でも当時使われていた神眼池が残っています。



社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日～12月31日に納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、今年の1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問合せください。

●控除証明書専用ダイヤル

(平成24年11月1日)

～平成25年3月15日)

0570・0700・117(ナビダイヤル)、0500又は070から始まる電話でおかけになる場合は03・6700・1130

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

※03・6700・1130の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
問合せ 保険年金課(本庁舎)

清須市人事異動

〔平成24年10月12日発令・()は異動前〕

市長部局

〔部長級〕

企画部長兼人事秘書課長

柴田 定男

(企画部長)

〔次長級〕

企画部次長兼企画政策課長

葛合 賢二

(企画部次長兼人事秘書課長)

交通死亡事故が多発しています

愛知県内では交通死亡事故が多発しており、10月3日現在の事故死者数は昨年の同時期より11人増加の167人で全国ワースト1位と、不名誉な状況が続いています。10月4日には、愛知県知事より交通死亡事故多発緊急事態宣言が発令されました。



また、清須市内においても本年は既に3件の交通死亡事故が発生しており、昨年の1件から大幅に増加しています。

これから年末にかけては、交通事故の多発する時期ですが、交通事故は決して他人事ではありません。交通事故を誰にも起こりうる身近な問題としてとらえ、一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、自動車を運転する人は、思いやりを持った安全運転に、歩行者や自転車に乗る人は、少し遠回りでも横断歩道を渡る、自動車からよく見えるよう反射材を着用する等、安全行動に努めましょう。

■問合せ 防災行政課(本庁舎)

東日本大震災の義援金募集にご協力ありがとうございます



東日本大震災の義援金を募集するため、市役所本庁舎・西枇杷島庁舎・清洲庁舎・春日支所に設置した義援金箱に、皆様から心温まる善意をお寄せいただきありがとうございます。

●平成24年4月～9月の合計額
1万7,467円
平成24年9月末までの累計額
1,618万2,475円

(義援金については、日本赤十字社を通じ、被災地へ届けられます。)

※平成24年10月～平成25年3月分については、平成25年広報5月号で掲載予定。

平成24年度 清須市消防団観閲式



地域防災の要として活躍している市消防団員によるポンプ車操作法や小隊訓練等、日頃の訓練の成果が披露されます。

と き 11月11日(日)

午前9時30分から

と ころ 西枇杷島中学校

問 合 せ 防災行政課(本庁舎)

税だより

県税事務所からのお知らせ

名古屋北部県税事務所

県民税・事業税第二グループ

☎052・531・6304

個人事業税第二期分の 納税をお忘れなく

個人事業税は、個人で事業を営む方の所得にかかる税金です。

第二期分の納期限は11月30日(金)です。11月中旬に県から納付書をお送りしますので、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア又は県税事務所まで納めてください。Pay・easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキング及びATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください。ただし、領収証書が発行されません。

領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口で納付してください。

口座振替をご利用ください

納税には、便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は、預(貯)金口座にご使用の印鑑及び預金通帳をお持ちのうえ、取引をされている金融機関の窓口で手続きをしてください。(ただし、お申し出の時期によっては、翌年度分からの取扱いとなる場合があります。)

※詳細は、県総務部税務課のHP <http://www.pref.aichi.jp/zeimu/> をご覧ください。

市芸能発表会

市文化協会芸能部門所属の各クラブが一堂に会して、2日間にわたり発表会を行います。皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひお越しください。

- と き 11月17日(土)・18日(日) 午前10時～午後4時
- と ころ 清洲市民センター ホール
- 主 催 市文化協会
- 出演クラブ

日本のうた斎千龍の会、お軽一座、鮎智の会、箏曲 大橋会、大正琴夢クラブ、琴生流大正琴清洲みづき会、琴生流大正琴すみれ会、大正琴新川教室、さつき太鼓、清洲伝統芸能保存会、新川民謡太鼓クラブ、太鼓クラブ根っ鼓・親子、プンムルホンジン(風物魂振)、白髭豊竜滋会、清洲民踊クラブ、新川民踊クラブ、新川獅子踊りクラブ、秀穂流花月会、詩吟総穂流、北辰神明流修栄会清洲、清須市詩吟クラブ、関西吟詩春日教室、康阿木一川会、日舞藤間流、稲垣流舞踊研究所、宗家西川流西川扇左条ひまわり会、内田流翠正会、クールデメール、コーラスせせらぎ、女声合唱こすもす、Jazzy Feet、清洲MDA(モダンダンスアカデミー)、DANCE PARKBe☆Trick、ブアケニケニHARUHI、紳士クラブ乙女クラブ、ヨシコ・フラ・スタジオ清須モキハナ

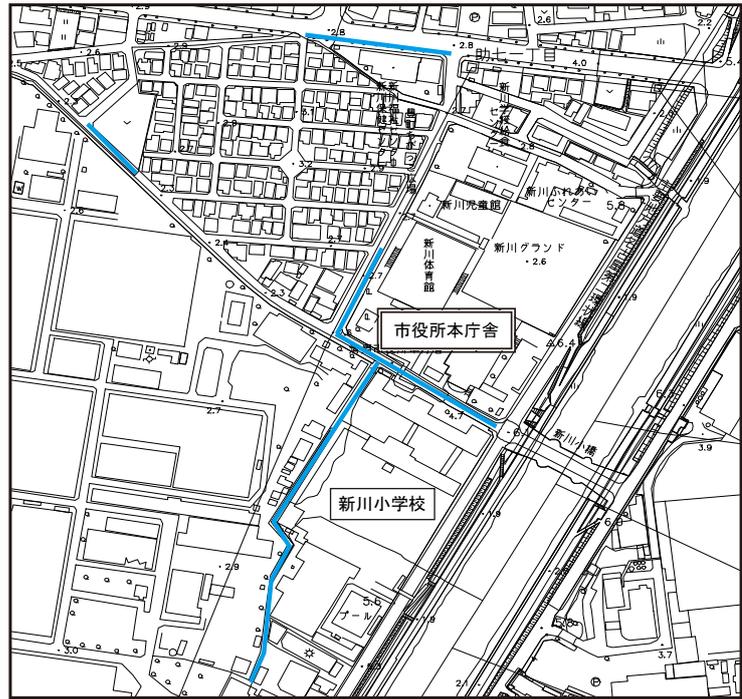
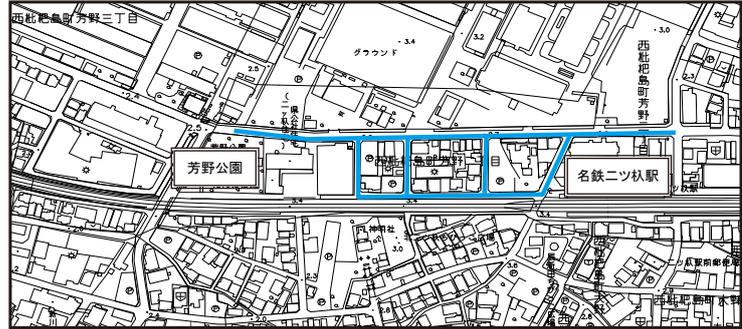
- 問 合 せ 市文化協会事務局
(清洲市民センター内 電話052-409-6471【月曜休館】)



工事のお知らせ

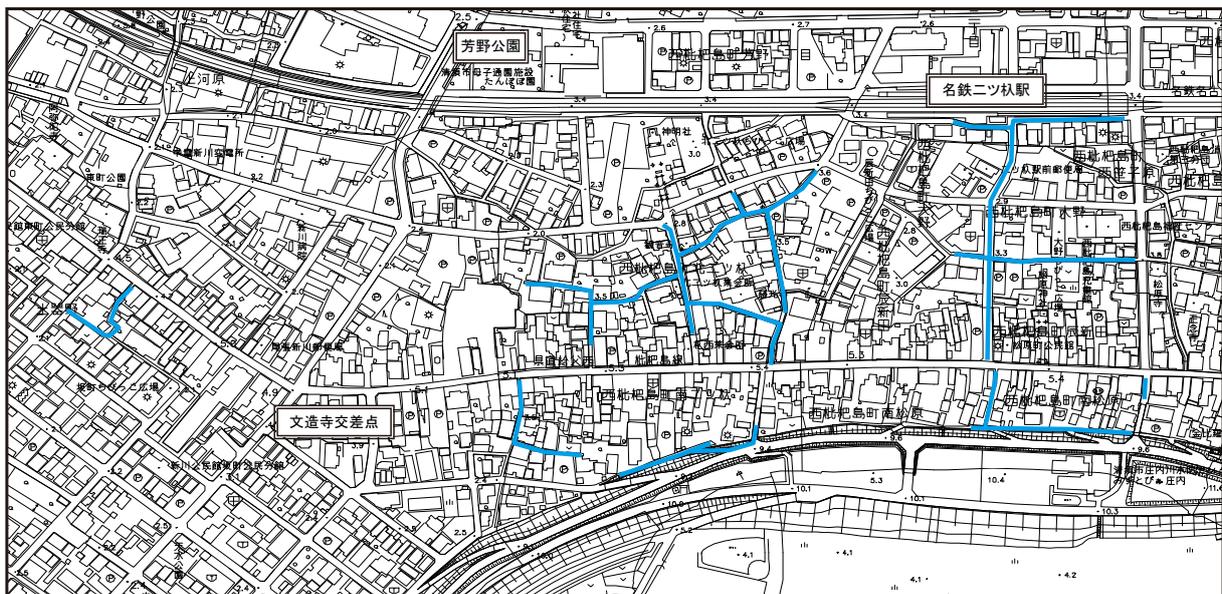
■問合せ 上下水道課(西枇杷島庁舎)

次の場所で下水道工を行います。工事に伴い交通規制などでご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



- 1 ●工事名：**
公共下水道污水管整備工事
(24-5)
- 工事場所：**
須ヶ口地内外
- 工事期間：**
平成25年3月25日まで

- 2 ●工事名：**
公共下水道污水管整備工事
(24-6)、(24-7)
- 工事場所：**
西枇杷島町辰新田地内外、
北二ツ枳地内外
- 工事期間：**
平成25年3月25日まで



●資源収集 ■坂町、東町、中河原、下河原…毎月第4水曜日 ■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江(名鉄津島線より南側)…毎月第4土曜日 ■外町、寺野(花園・元町・郷前)、鍋片、助七(一丁目・二丁目)…毎月第3水曜日 ■豊町、西堀江(名鉄津島線より北側)…毎月第4土曜日 ■寺野(花笠・美鈴・池端)、助七(五反田・東山中・芳花・美里)、阿原…毎月第3水曜日

都市計画(案)縦覧のお知らせ



本市では、災害の防止、農業と調和した都市環境の保全など、良好な生活環境のために生産緑地地区を指定しておりますが、一部地区において主たる農業従事者の故障等により、生産緑地地区の解除を行うこととしました。

よって、次の内容の変更(案)を縦覧します。

内容 生産緑地地区

縦覧期間 11月16日(金)～30日(金)

〔土・日曜日及び祝日を除く。〕

午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 都市計画課

(西枇杷島庁舎)

意見書の提出

この変更(案)について意見のある方は、縦覧期間満了日までに清須市あてに意見書を提出することができません。

問合せ 都市計画課(西枇杷島庁舎)

【2】

都市計画道路の変更(案)と都市計画土地区画整理事業の決定(案)の縦覧を次のとおり行います。

内容

○都市計画道路助七西市場線と

新清洲駅前北線(原決定案)

○都市計画新清洲駅北土地区画

整理事業(市決定案)

縦覧期間

11月16日(金)～30日(金)

〔土・日曜日及び祝日を除く。〕

午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所

地域開発課
(西枇杷島庁舎)

※県決定案は愛知県建設部都市計画課でも縦覧できます。縦覧時間は午前9時～午後5時です。

意見書の提出

この決定案について意見のある方は、縦覧期間中に県決定案は愛知県あてに、市決定案は清須市あてに意見書を提出することができます。

問合せ

地域開発課(西枇杷島庁舎)

☎052・400・2911

愛知県建設部都市計画課

☎052・954・6517

《寄付をいただきました》

匿名

2万円

社会福祉事業に有効に使わせていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

シリーズ “清須市の下水道” ⑥

■問合せ 上下水道課(西枇杷島庁舎)

受益者負担金

〔清須市では、平成25年3月末から一部の地区で〕
下水道が使えるようになります。

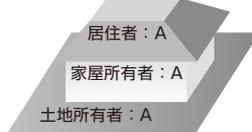
下水道が使用できる環境になるとお金を支払う必要があると聞きました

下水道は、道路や公園とは違い、整備を行った限られた地域の人しか利用することができません。下水道を利用することができない地域の人との不公平をなくすため、下水道が利用できるようになる地域の皆さんに建設費の一部を負担していただく制度が「受益者負担金制度」です。

受益者負担金の額は、土地1㎡あたり400円で、その土地に対して一度限りの負担です。納付の方法は、納めていただきやすいように3年4期(12回)分割となります。また、一括で納めていただくと報奨金が受けられます。

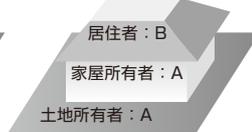
【受益者(納付義務者)のイメージ】

事例1



Aさんが自分の土地に自分の家を持ち、そこに住んでいる場合
→受益者はAさん

事例2



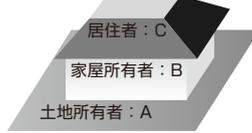
Aさんが自分の土地で借家・アパートなどを経営している場合
→受益者はAさん

事例3



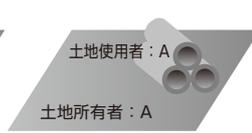
Aさんの土地をBさんが借地し、Bさんが自分の家を建てて住んでいる場合
→受益者はBさん

事例4



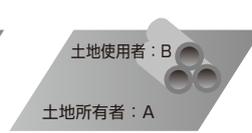
Aさんの土地をBさんが借地し、Bさんがアパートなどを建てている場合
→受益者はBさん

事例5



Aさんが自分の土地を農地・資材置場などに利用している場合(空地含む)
→受益者はAさん

事例6



Aさんの土地をBさんが借地し、農地・資材置場などに利用している場合
→受益者はBさん

※全ての場合において、当事者同士の協議により土地所有者が受益者となることができます。

食育まつり

～元気になる朝ごはん～



食欲の秋に、楽しい催しものを通じて食の大切さを理解し、自然の恵みに感謝する心を育ててみませんか。

今年は、「元気になる朝ごはん」をテーマに食育まつりを開催します。

イベントの詳細については、広報10月号の折込チラシでご確認ください。



とき 11月4日(日)

午前10時～午後3時30分

ところ 新川体育館及びその周辺

※当日、市農産物品評会の優良作物も展示され、即売も行います。

問合せ 産業課(本庁舎)

El rincón de Eli

エル リンコン デ エリ

国際交流員

エリのコーナー ③⑤

「スペインのあいさつの仕方」

¡Muy buenas! ¿Qué tal? (こんにちは!元気ですか?) 11月に入り、もうすぐ紅葉の季節がやってきますね。

今回はあいさつの仕方について話したいと思います。あいさつは普段から行う行為なので、あまり意識しない人が多いかもしれませんね。私もお店に入った時や誰かと会った時などにあいさつをするのが当然だと思っていました。ですから、小学校であいさつをする習慣を児童に身につけさせるために行う「あいさつ活動週間」を初めて知った時、とてもビックリしました。そこで、周りの人に「普段、あいさつをした時にどういう身振りをしますか。」と聞いてみました。「お辞儀」、「会釈」、「手を振る」などという答えが多かったです。

スペインでは、あいさつとしてお辞儀はしません。ビジネスの場合は、日本のように握手をすることが多いです。また、友達や家族に会った時、誰かに初めて紹介された時には、両ほっぺをあわせ、「dos besos」、つまり軽く両ほっぺに1回キスをします。このドスベソスは、男性と女性又は女性同士の場合に行います。男性同士なら握手をする方が自然です。日本人はあまり相手に近寄らないあいさつに慣れ、ドスベソスは親しすぎるように感じるかもしれませんが、スペインでは敬意と優しさを表す行為なので、全く違和感がありません。



「ドスベソス」

ところで、私は日本での生活が長くなってきたせいか、どうやってあいさつしたらいいか少し混乱してきました。クリスマスにスペインへ帰った時、友達に会ったらお辞儀をしまい笑われました。逆に日本で、スペインに留学していた日本人の方を紹介され、私はお辞儀をしようとしたのですが、向こうから自然にドスベソスされ、少しビックリしましたが本当に感動しました。

日本では丁寧にお辞儀をして相手に敬意を表します。また、スペインでは同じく敬意を表すため、相手にドスベソスをします。どちらも素敵なあいさつだと思いますが、私自身は友達とドスベソスをした方が心が温まる感じがします。

夢広場はるひ

所在地：〒452-0961 清須市春日夢の森 1 番地

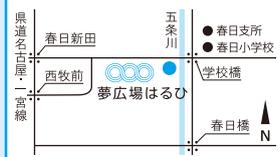
電話：【図書館】052-400-1044

【美術館】052-401-3881

開館時間：午前 10 時～午後 7 時(美術館のみ入館は午後 6 時 30 分まで)

10 月の休館日：【図書館】11/5(月)・12(月)・19(月)・26(月)・30(金・館内整理日)

【美術館】11/5(月)・6(火)・12(月)・19(月)・26(月)



清須市立図書館11月の行事予定

児童企画展示

児童 世界子どもの日

11月20日(火)は「世界子どもの日」ということをご存知でしょうか？1954年に国際連合(国連)が子どもたちの相互理解と福祉を増進させることを目的として制定した記念日であり、国際デーのひとつで、「児童の権利に関する宣言」(1959年)と「児童の権利に関する条約」(1989年)が採択された日です。

これにちなんで、子どもたちの権利と世界中の子どもたちがどのように生活をしているかにスポットをあてた本をご紹介します。

一般企画展示

一般 いい夫婦の日

11月22日(木)は「いい夫婦の日」。今回はいい夫婦になるための本を選びました。結婚相手を選ぶということは慎重に考えなければならないもの。

これらの本を読み、もっと素敵な結婚生活を送ってください。また1階ギャラリーには、いい夫婦の日をテーマにした映画のフライヤーと原作本を紹介しておりますので、そちらもご覧ください。

歴史資料展示室

清須市文化財収蔵品展

「旅にでる」

—現在開催中—

みんなで行く修学旅行や家族旅行、それとも、気ままな一人旅。今回は「旅」をテーマに江戸時代から昭和時代の資料を展示しました。持ち物は？お土産は？旅の思い出に触れてみてください。(休室日は図書館の休館日に準じます。)

清須市はるひ美術館11月の行事予定



館長アートトーク

と き：11月24日(土)
午後4時～5時

ところ：清須市はるひ美術館 2F

参加費：無料(前日までに電話・FAXで要予約)

申込：電話：052-401-3881 FAX：052-408-2791

当館館長 高北幸矢が、アートにまつわるさまざまなエピソードを月1回楽しく語ります。もちろんアート初心者大歓迎！

第2回目は「**モネハウスとモネの人生 名画『睡蓮』への想い**」と題して、印象派の巨匠を取り上げます。

展覧会スケジュール

11月4日(日)まで

【展示室2】【貸ギャラリー】**広瀬勉写真展**

※入館料は無料。最終日は午後5時まで開館。

11月7日(水)～12月2日(日)

【展示室1・2】**収蔵作品展**



春日井正義

入館料：一般 200 円

※中学生以下及び各種障害者手帳をお持ちの方は無料

夢広場はるひは、中日新聞・TRC・名古屋三越グループ共同事業体が指定管理者として管理運営を行っています。